

議会 だより 会

発行/秩父別町議会
編集/町議会広報特別委員会
TEL/0164-33-2111
(議会事務局 内線25・26)



第1回定例会の様子(3月7日)

令和元年度当初予算を決定

平成31年度第1回町議会定例会が、3月7日から8日までの日程で開催され、平成30年度補正予算案4件、条例の改正2件、人事案件1件を審議し、いずれも原案どおり可決しました。

令和元年度の一般会計と5特別会計の予算を審議するにあたっては、全議員による予算審査特別委員会(委員長 寺迫公裕議員、副委員長 本村修二議員)を設置し、2日間にわたり審査しました。冒頭、神薙町長から、「平成31年度秩父別町予算編成方針」について、

- ・ 本年は、町長、町議会議員の改選の年であることから骨格予算で編成した。
- ・ 政策的な事業については、新町長から後日改めて政策予算として提案される。
- ・ 政策的な事業であっても、継続事業や国費・道費の補助対象事業、町民のサービス低下を招く事業などについては当初予算で計上した。

・ 骨格予算であるが、健全財政を維持するために、需用費をはじめとする一般経常経費については極力節減に努めた。旨の説明がありました。

予算審査特別委員会では、担当課ごとの説明を受け、予算の内容について活発な質疑が行われました。

その結果、最終日の総括質疑を経て、すべて原案どおり可決し、議長に報告、本会議において成立しました。

◆議員表彰

定例会開催前に、土井議長、柴田議員、畑田議員、寺迫議員の4名に対し、全国町村議会議長会から永年の功績を称え表彰が伝達されました。

◆骨格予算の概要

一般会計と5特別会計を合わせた総額は、
35億5,680万円

【内訳】

- 一般会計 26億3,516万円
- 国民健康保険事業 特別会計 4億
- 後期高齢者医療特別会計 142万円
- 介護保険特別会計 4,950万円
- 農業集落排水事業 3億1,116万円
- 農業集落排水事業 特別会計 7,060万円
- 簡易水道事業会計 8,896万円

人事

【固定資産評価審査委員】

(西栗町内)

田中 康雄 氏(再任)

昭和36年3月27日生



第3回臨時会

4月1日に第3回臨時会が開催されました。選挙後最初の議会であるため、最初に議長、副議長の選挙が行われ、続いて各委員会並びに委員の選出、一部事務組合議会議員の選挙を行いました。その後、町特別職の給与を減額する特例条例並びに前町長の神数武氏を名誉町民に推戴することが提案され可決しました。



議長 寺迫 公裕

この度の議会改選に伴い、浅学菲才の私ではありますが、議長に就任させていただきます。大変光栄に思うと同時にその重責に身の引き締まる思いでございます。4期16年の議会経験を



副議長 大野 敬

この度、議員各位のご推挙により副議長の要職を務めさせていただくことになりました。身に余る光栄と感謝しつつ、責任の重さを痛感しているところであります。

活かし、町民の目線に沿い、声に耳を傾け町民の負託に一層応えるよう努力してまいりる所存でございます。

近年議員の成り手不足が注目され本町も同様であり、その解決方策として議会の活性化・透明性・町民との懇談などの施策を進めて行きたいと考えております。

町政運営につきましては、理事者と議会が協議をし、町民主体のまちづくりを推し進めてまいります。

令和元年の輝かしい記念の年に、新しい議会に対し皆様の叱咤激励を心よりお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。

町議会議員になってから4年間、町民の皆さんの目線にたって行政を考え、そして町民の皆さんの声を行政に反映させるべく、議員活動に取り組んでまいりました。

これからも「町民ファースト、町民第一主義」のスタンスを変えることはありません。本町が直面している諸

問題に真剣に向き合い、町民の皆さんの負託に応えることのできる町議会を目指して頑張りますので、一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。就任のご挨拶といたします。

【委員会】

◆総務経済常任委員会

- 委員長 藤岡 浩文
- 副委員長 中西 伴浩
- 委員 早川 正剛
- 岡崎 稔
- 眞島 秀樹
- 金子 利生
- 前田 力男
- 寺迫 公裕
- 大野 敬

◆議会運営委員会

- 委員長 早川 正剛
- 副委員長 大野 敬
- 委員 中西 伴浩
- 藤岡 浩文
- 寺迫 公裕

◆議会広報特別委員会

- 委員長 中西 伴浩
- 副委員長 眞島 秀樹
- 委員 金子 利生
- 前田 力男

【一部事務組合等議会議員】

◆深川地区消防組合

- 議会議員 大野 敬

◆北空知衛生センター組合

- 議会議員 藤岡 浩文

◆北空知広域水道企業団

- 議会議員 寺迫 公裕

◆北空知衛生施設組合

- 議会議員 眞島 秀樹

◆中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員

- 議会議員 中西 伴浩

◆北空知圏学校給食組合

- 議会議員 金子 利生

【議会選出各種委員】

◆監査委員

- 岡崎 稔

◆表彰審議会委員

- 寺迫 公裕

◆農業再生協議会委員

- 寺迫 公裕
- 眞島 秀樹

◆国保運営協議会委員

- 藤岡 浩文
- 前田 力男

各議員ご挨拶



早川 正剛 議員

今年の町議選において当選をいただいた所であり、その当選の喜びと同時に責任の重さを痛感致している所であります。

近年各種選挙は、無投票が多く本町も平成以来、無競争が多くあります。

原因は何かと考えると生業が忙しく後継者不足、または無関心で人任せなど、多くの問題が考えられますが、女性候補の擁立も含めて、真剣に考えていかなければならないと強く思う所であります。

また、4年間「住んでみたい、住んで良かったと実感できる町」になるよう町民に寄り添い邁進したいと誓う一人です。



岡崎 稔 議員

この度、秩父別町議会議員の改選で議会議員として榮譽をいただきました。

町職員として33年間、副町長として4年間、社会福祉協議会の副会長・会長として8年間、多くの方々のご示唆、ご支援を賜りながら責務を果たしてまいりましたが、その経験を今後の議会活動に生かしてまいります。

ご承知のとおり、現在は少子高齢化の真つただた中であり、多くの課題があります。町民の皆様のご意見を聴き取り、町執行部とも連携を図り、課題の解決と地域の発展に努めてまいります。



藤岡 浩文 議員

この度、二度目の当選証書をいただき、改めて身の引き締まる思いです。

町は、屋内・外の遊戯施設を開設し、交流人口の拡大と移住定住を推進し、子育てしやすい町として各種の政策を進めてまいります。

また、産業の振興についても、今話題のICTに代表されるような先端技術をどの様に取り入れて、未来に繋がる産業にしていくかを考えなければなりません。

我々議員は皆様のお話を伺いながら、町民生活の向上に努めてまいりますので、今後もご指導ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。



眞島 秀樹 議員

この度の町議会の改選に当たり非才な私ではございますが、町政の場に参画をさせていただく事になりました。

初めての臨時議会での雰囲気と緊張感には、重責を感じたところではございますが、諸先輩方が守ってこられた基幹産業の農業を始めとする、商工業の更なる発展のために、微力ながら努力をして行くつもりです。

また、消防団活動等での経験を活かし災害に強いまちづくりのため皆様の知恵をお借りしながら、頑張りますので、よろしくお願いを申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。



金子 利生 議員

この度の町議会議員改選に伴い、皆様のご理解とご支援をいただき、議会に送りだしていただき、ありがとうございました。心より感謝とお礼を申し上げます。

私のモットーは、40年間の行政経験を活かすとともに、持ち前の行動力とスポーツで鍛えた健康な体で、実直に議員として働くことあります。

町民皆様の声を聞かせていただき、微力ではありますが、町民の福祉向上と町の活性化に尽力をさせていただきます所存であります。

今後とも、ご指導ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。





前田 力男 議員

この度、秩父別町議会議員の改選に当たり、多くの皆様に支えられ秩父別町議会の一員にならせていただきました。

議員としてまだ日が浅く、まだまだ勉強中です。

先日臨時議会に出席させていただき責任の重さを身に染みて感じている所であります。

現在、人口減少、高齢化率の上昇は各市町村共通の問題で、秩父別町も例外ではありません。

これらの問題を踏まえながら、これからも未永く町民の皆様が安心して楽しく暮らせるまちづくりを目指し、4年間活動を行わせていただきます。



中西 伴浩 議員

この度の秩父別町議会議員選挙で再度、議員として町政に係わる機会をいただきました。

議員として経験し思ったこと、子育てをしながら感じた地域への思い、農業経営を通じて感じたことなど、この4年間で一つでも町に反映させていきたいと考えています。

子供たちの笑顔があれ、それを見つめる保護者や町民の微笑みがある秩父別町が、これからも続くように普通の生活の中にある問題を見つめていきたいと思えます。

今後ともよろしくお願いたします。

第4回町議会臨時会

第4回町議会臨時会が4月22日に行われ、町長から行政執行方針、教育長から教育行政執行方針が述べられたほか、条例改正1件と政策予算について審議され、全て可決いたしました。

今臨時会で可決した

政策予算の主な事業

- 綾川町表敬訪問
- 災害用ダンボール置
- 防災行政無線
- デジタル化実施設計
- デジタル化実施設計
- 非常用発電機購入
- 公共施設のLED化
- 新築住宅取得補助金
- 住宅リフォーム補助金
- 地方創生移住
- 支援事業交付金
- ホームページリニューアル
- さわやかトイレ改修
- 保養研修施設厨房
- 設備一部更新
- 保養研修施設送迎用
- 大型バス購入
- 緊急通報システム更新
- 迷惑電話対策機器
- 購入助成
- 町立診療所デジタル
- レントゲン更新
- 農業後継者奨学金貸付金
- 産業後継者
- 新規就業支援金
- 商業振興店舗等建設促進補助金
- 全町民対象プレミアム付
- 商品券発行
- 町道2丁目路線
- 舗装改修工事
- 除雪グレーダー更新
- B&G海洋センター
- プール修繕

所管事務調査の 申し出

議会閉会中の所管事務調査について、議会運営委員会及び総務経済常任委員会から、次のとおり申し出がありました。

第3回臨時会

○議会運営委員会
次期町議会（定例会までの臨時会を含む）の運営について

第4回臨時会

○総務経済常任委員会
ベルパークちつぶべつの管理状況について



議会の主なうごき

〔2月〕

7日 空知町村議会議長会平成31年度第1回総会
 11日 建国祭
 12日 屯田会総会
 25日 北海道議長会70周年記念式典
 26日 根室市議会視察来庁
 27日 交通安全協会総会
 まとい会総会

〔3月〕

2日 自由民主党秩父別支部定期総会
 及び渡辺孝一 国政報告会
 4日 町政討論会・議会運営委員会
 7日 全員協議会
 第1回町議会定例会（～8日）
 広報特別委員会

〔4月〕

14日 中学校卒業式
 15日 農民協議会総会
 16日 小学校卒業式
 19日 建設業協会総会
 20日 第2回社会福祉協議会評議委員会
 25日 各一部事務組合議会定例会
 1日 第3回町議会臨時会
 4日 広報特別委員会
 5日 小学校入学式
 12日 中学校入学式
 15日 商工女性部総会
 17日 秩父神社祈年祭
 18日 商工青年部総会
 22日 広報特別委員会
 23日 第4回町議会臨時会
 24日 退任議員親睦会総会
 26日 観光協会通常総会
 春の水天宮祭・通水式

議会を傍聴してみませんか

当日の受付で傍聴できますので、開催当日に役場2階傍聴席入り口にお越しください。

第2回町議会定例会は、6月上旬の予定です。

また、4月から傍聴受付の方法が変更となり、傍聴人受付票に住所氏名を記入の上、傍聴人受付箱に投函していただきますようお願いいたします。

編集後記

◇今年の冬は雪が少なく、例年より早く道路に雪が無くなり歩道を歩く子供たちの足取りも、とても軽やかに見えます。

◇31年間、慣れ親しんできた平成が4月30日で幕を閉じ5月1日から令和（れいわ）となり、新しい元号の時代が始まりました。みんなで明るく楽しい時代に行きましょう。

◇議会にも、4人の1年生議員が入りました。新しい時代の議会となるように9人の議員で力を合わせ頑張ります。

◇今期より議会広報を担当することになりました。みなさんに読んでいただける紙面作りに努めてまいります。

ご意見・ご要望をお聞かせください。

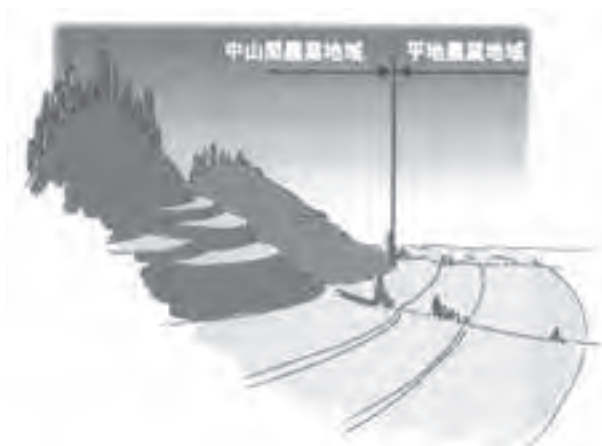
議会広報特別委員会

中西伴浩 眞島秀樹
 金子利生 前田力男

中山間地域直接支払制度について

◆中山間地域とは

平野部の端から山間部に至る地域のことを中山間農業地域といいます。高齢化が進む現在、平地に比べて傾斜地が多く、作業効率等の条件に不利な部分があることから、担い手の減少や耕作放棄の発生などが懸念されます。



◆制度の趣旨

平地に比べ農業生産条件が不利な中山間地域が、担い手の減少や耕作放棄地の発生を抑制することを目的として、農用地を維持・管理していくための活動を行うことで、支援を受けられる国の制度です。

平成12年度の制度創設以来、秩父別町でもこの制度に取り組んでいます。平成27年度からは、多面的機能支払交付金や環境保全型農業直接支払交付金とともに日本型直接支払制度へと組み込まれ、法律に基づく安定的な制度として運用が開始されました。

第4期対策（平成27年度～令和元年度）では、水田を対象に4集落（東、東方、日の出、協栄）と協定を結びました。各集落においては様々な取り組みが行われています。

◆共同取組活動の主な内容

農業生産活動等

- ・耕作放棄地の発生防止活動（全集落）
- ・農地法面の崩壊未然防止活動、土質の改良（全集落）
- ・水路、農道等の適正な維持管理（全集落）
- ・多面的機能を増進する活動（全集落）
～景観作物の植栽
（東：ひまわり、東方：コスモス、協栄：マリーゴールド）
- ・都市住民との交流活動（日の出：稲刈り体験）

農業生産活動等の体制整備

- ・農地法面、水路、農道等の補修・改良（全集落）
- ・集落ぐるみの農業生産活動等の維持（全集落）



【景観作物（ひまわり）】

◆平成30年度の対象農地面積・交付金の状況

集落名	戸数	交付対象面積		交付単価 (円/m ²)	集落交付金 (円)	交付金の内訳	
			(m ²)			直接支払分	共同取組分
東	11	急傾斜	172,877	21.0	3,943,017	1,971,511	1,971,506
		緩傾斜	39,075	8.0			
東方	23	緩傾斜	1,040,285	8.0	8,322,280	4,161,140	4,161,140
日の出	19	緩傾斜	681,800	8.0	5,454,400	2,727,200	2,727,200
協栄	31	急傾斜	24,988	21.0	11,980,348	5,990,174	5,990,174
		緩傾斜	1,431,950	8.0			
計	84		3,390,975		29,700,045	14,850,025	14,850,020

お問い合わせ 役場産業課産業グループ 電話 33-2111（内線63）



令和元年度 産業後継者支援制度のお知らせ

● 産業後継者新規就業支援金貸付事業

予算額 1,200 万円

秩父別町内で農業・商工業などを営む方の後継者又は新規就業者が、その自営業などに新たに就業する際の、良好な経営を助長し経営の継続発展を図るために支援金を貸付します。

※ この事業の内容については、見直しを行う予定です。

◆対象者 ※次の全てに該当する年齢 45 歳未満で就業開始後 6 ヶ月以上の方

- ・ 秩父別町に住所を有すること。 ・ 公租公課に滞納がないこと。
- ・ 学卒後継者及びUターン後継者については、自営業などの経営を引き継いで経営者となる意思を有し、同時に申請時の経営者がその意思を認める方であること。
- ・ 新規就業者については、自営業等を将来的に継続する意思があること。
- ・ 申請時に対象となる自営業などに従事していること。
- ・ 支援金貸付決定の日から 10 年以上秩父別町に住所を有し、対象となった自営業などに従事すること。

◆貸付額 ※自営業など 1 経営体につき交付対象者は 1 人まで

- ・ 各種学校等を卒業直後、後継者として就業した方：200 万円
- ・ 町内外での就職等を経て後継者として就業した方：100 万円
- ・ 店舗等を構え新規就業者と認められた方：200 万円

◆貸付金の償還

- ・ 貸付を受けた翌年度から 10 年以内

◆貸付金償還の猶予等

- ・ 貸付を受けた方が、翌年度以降も引き続き自営業等を行うことが確実である場合は、当該年度の貸付金の償還を猶予します。猶予は最大 10 年間です。

● 秩父別町農業後継者奨学金貸付事業

予算額 36 万円

秩父別町の農業経営の安定と優れた農業後継者を育成・確保するため、農業関係高等学校又は大学等に在学する方に必要な資金（奨学金）を貸付します。

◆対象者

- ・ 秩父別町において、農業を営んでいる方の親族（2 親等以内）で、農業高等学校・農業大学校・農業関係大学などに在学する学生のうち、卒業後に秩父別町で農業経営の担い手になる方

※授業料等が免除される特別な制度を活用して入学された方は、本事業の対象外です。

◆貸付額

- ・ 高等学校に在学する方：月額 10,000 円 ・ 大学等に在学する方：月額 30,000 円

◆貸付期間

- ・ 正規卒業または修了の最短期間とします。（ただし、高等学校と大学等を通算しての貸付は行いません。）

◆貸付金の償還免除

- ・ 卒業後、引き続き秩父別町で 5 年間農業経営に従事したときは、貸付金の償還を免除します。

お問い合わせ 役場産業課産業グループ 電話 33-2111 (内線63)



介護保険料が変わります！！

～所得の低い方の介護保険料を軽減します～

■世帯全員が町民税非課税の方の保険料が見直しされます

本年10月以降の消費税引き上げによる影響を勘案し、世帯全員が町民税非課税の満65歳以上の方が納める、令和元年度から令和2年度までの介護保険料を次のとおり見直します。

区分	対象者	見直し前 【H30】		見直し後 【R1～R2】	
		調整率	保険料 年額（円）	調整率	保険料 年額（円）
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税 ・世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額× 0.45	26,700	基準額× <u>0.375</u>	<u>22,200</u>
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	基準額× 0.75	44,500	基準額× <u>0.625</u>	<u>37,100</u>
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	基準額× 0.75	44,500	基準額× <u>0.725</u>	<u>43,000</u>
第4段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額× 0.9	53,400	変更はありません	
第5段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	基準額× 1.0	59,400 (基準額)		
第6段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円未満	基準額× 1.2	71,200		
第7段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満	基準額× 1.3	77,200		
第8段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満	基準額× 1.5	89,100		
第9段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が300万円以上	基準額× 1.7	100,900		

令和元年度（2019年度）の保険料額は、6月に個別にお知らせします。

介護保険料に関するお問い合わせ 役場住民課住民福祉グループ 電話 33-2111（内線45）

